

徳島県告示第六百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由によつて次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年十一月十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	解散認可年月日
徳島市上八万町 星河内土地改良区	令和二年十月二十日